

○国税庁所定分析法（昭和 36 年国税庁訓令第 1 号）・新旧対照表

（注）表中の傍線部分は改正部分である。

改正後	改正前
○国税庁所定分析法	○国税庁所定分析法
（省略）	（同左）
231 酒類保存のため酒類に混和することができる物品	231 酒類保存のため酒類に混和することができる物品
231-1 ～ 231-45 （省略）	231-1 ～ 231-45 （同左）
231-46 鉄 分	231-46 鉄 分
231-46-1 試薬	231-46-1 試薬
N/2 無鉄塩酸	N/2 無鉄塩酸
塩酸（無鉄）45 mlを量り、水を加えて 1,000 mlとする。	塩酸（無鉄）45 mlを量り、水を加えて 1,000 mlとする。
鉄標準溶液（原子吸光用）	鉄標準溶液（原子吸光用）
231-46-2 試験操作	231-46-2 試験操作
検体 10 <u>g</u> をるつぽにとり、105℃で蒸発乾固したあと N/2 無鉄塩酸を加えて原容に戻し、原子吸光光度計により定量する。	検体 10 <u>ml</u> をるつぽにとり、105℃で蒸発乾固したあと N/2 無鉄塩酸を加えて原容に戻し、原子吸光光度計により定量する。
231-47 ～ 231-59 （省略）	231-47 ～ 231-59 （同左）
231-60 効 能	231-60 清澄効果
<u>説明書に記載されている方法に従い処理し、効能を判定する。</u>	<u>231-1 による。</u>
231-61 鉄 溶 出	231-61 鉄 溶 出

新 旧 対 照 表

(注) 表中の傍線部分は改正部分である。

改正後	改正前
231-3 による。<u>ただし、「231-1 によるおり下げ試験終了後の酒類」は、「231-60 に従い処理した酒類」、また「おり下げ試験前の酒類」は、「処理前の酒類」と読み替える。</u> 231-62 ～ 231-64 (省略) <u>酸性白土を主成分とするもの</u> <u>231-65 効 能</u> 説明書に記載されている方法に従い処理し、効能を判定する。 <u>231-66 酒質への影響</u> 説明書に記載されている方法に従い処理し、色、香り、味等に異常をきたさないか判定する。 <u>231-67 鉄溶出</u> 231-3 による。<u>ただし、「231-1 によるおり下げ試験終了後の酒類」は、「231-65 に従い処理した酒類」、また「おり下げ試験前の酒類」は、「処理前の酒類」と読み替える。</u> <u>231-68 鉛</u> 231-4 による。<u>ただし、検体約 0.1 g を精ひょうして試験を行う。</u> <u>231-69 ヒ 素</u>	231-3 による。 231-62 ～ 231-64 (同左) <u>(新設)</u>

新 旧 対 照 表

(注) 表中の傍線部分は改正部分である。

改正後	改正前
<u>231-5 による。</u> <u>231-70 火落菌</u> <u>231-6 による。</u> 酸化防止、酒質保全、再発酵防止、酸度調整又は酒質矯正 既存添加物名簿に掲載されている指定告示物品又はこれらを使用した製剤 231-<u>71</u> 効 能 説明書に記載されている方法に従い処理し、効能を判定する。 231-<u>72</u> 酒質への影響 説明書に記載されている方法に従い処理し、色、香り、味等に異常をきたさないか判定する。 231-<u>73</u> 鉄 溶 出 231-3 による。<u>ただし、「231-1 によるおり下げ試験終了後の酒類」は、「231-71 に従い処理した酒類」、また「おり下げ試験前の酒類」は、「処理前の酒類」と読み替える。</u>	酸化防止、酒質保全、再発酵防止、酸度調整又は酒質矯正 既存添加物名簿に掲載されている指定告示物品又はこれらを使用した製剤 231-<u>65</u> 効 能 説明書に記載されている方法に従い処理し、効能を判定する。 231-<u>66</u> 酒質への影響 説明書に記載されている方法に従い処理し、色、香り、味等に異常をきたさないか判定する。 231-<u>67</u> 鉄 溶 出 231-3 による。

新 旧 対 照 表

(注) 表中の傍線部分は改正部分である。

改正後	改正前
231-<u>74</u> 鉛 231-36 によるが、物品の特性に応じた試験法を採用することに留意する。また、成分規格値に対応した量の検体を秤取して試験を行う。 231-<u>75</u> ヒ素 231-5 によるが、物品の特性に応じた試験法を採用することに留意する。 231-<u>76</u> 火落菌 231-6 による。 上記以外の長官指定告示物品 231-<u>77</u> 規格基準 食品添加物公定書の成分規格・保存基準各条に合致するか判定する。 副 剤 長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させるために共存させる必要最小限度の物品	231-<u>68</u> 鉛 231-36 によるが、物品の特性に応じた試験法を採用することに留意する。また、成分規格値に対応した量の検体を秤取して試験を行う。 231-<u>69</u> ヒ素 231-5 によるが、物品の特性に応じた試験法を採用することに留意する。 231-<u>70</u> 火落菌 231-6 による。 上記以外の長官指定告示物品 231-<u>71</u> 規格基準 食品添加物公定書の成分規格・保存基準各条に合致するか判定する。 副 剤 長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させるために共存させる必要最小限度の物品

新 旧 対 照 表

(注) 表中の傍線部分は改正部分である。

改正後	改正前
231-78 酒質への影響 説明書に記載されている方法に従い処理し、色、香り、味等に異常をきたさないか判定する。 231-79 鉄 溶 出 231-3 による。<u>ただし、「231-1 によるおり下げ試験終了後の酒類」は、「231-78 に従い処理した酒類」、また「おり下げ試験前の酒類」は、「処理前の酒類」と読み替える。</u> 231-80 鉛 食品添加物公定書の方法によるが、物品の特性に応じた試験法を採用することに留意する。また、成分規格値に対応した量の検体を秤取して試験を行う。 231-81 ヒ 素 231-5 による。 231-82 火 落 菌 231-6 による。 (省略)	231-72 酒質への影響 説明書に記載されている方法に従い処理し、色、香り、味等に異常をきたさないか判定する。 231-73 鉄 溶 出 231-3 による。 231-74 鉛 食品添加物公定書の方法によるが、物品の特性に応じた試験法を採用することに留意する。また、成分規格値に対応した量の検体を秤取して試験を行う。 231-75 ヒ 素 231-5 による。 231-76 火 落 菌 231-6 による。 (同左)